

意見招請様式

項番	質問/意見	文書	ページ	意見内容		理由(意見の場合のみ記述)	回答
				項目名	意見・質問等		
1	質問	調達仕様書	9	1.6 契約期間	契約期間は3月末日との記載があります。システム切り替え後の1月初～3月末日までについては、1月末日までは稼働後支援を想定しており、2月～3月はあった場合の対応する期間と認識しております。例えば、ドキュメントの修正や、不具合の修正などを想定しておりますが、想定されている内容などありましたらご提示いただけますと幸いです。	当該期間の弊社側の対応体制を把握するための確認となります。	ご認識のとおりです。仕様書に追記します。
2	意見	調達仕様書	9	1.6契約期間 1.7作業スケジュール	本調達における契約期間は、契約日から2025年3月末日までとありますが、1.7作業スケジュールに記載の図1-2 全体想定スケジュール(10頁)では、2月3月の作業の記載がありません。2025年1月に移行・システム切替を完了した後、2025年の2-3月は4.7引継ぎ(22頁)に記載がある「稼働後支援」を実施する認識でよろしいでしょうか。その認識の場合、図1-2 全体想定スケジュール(10頁)に反映するのはいかがでしょうか。	スケジュール詳細を明確にするため。	ご認識のとおりです。ご指摘を踏まえて修正します。
3	質問	調達仕様書	9	1.6契約期間 1.7作業スケジュール	全体的にスケジュールが短く、2024年12月末～2025年1月初の移行・システム切替に間に合わない可能性が考えられます。本調達の契約期間が2025年3月末日までとありますので、移行・システム切替のスケジュールを延伸することは可能でしょうか。		ご意見には沿いかねます。
4	意見	調達仕様書	9	1.7 作業スケジュール	設計構築業務におけるプロジェクト期間が現行システムの構築時と比較すると若干短くなっています。第三期システムではガバメントクラウドへの基盤変更等を予定しているため、設計等の見直しが発生するため、第二期システムの際と同等のプロジェクト期間を確保するべきであると考えます。プロジェクト期間の延長を検討いただけませんか。		No.3と同様。
5	質問	調達仕様書	10	1.7 作業スケジュール 図1-2 全体想定スケジュール	本調達で構築されたシステムは2025.1月～2030.1月までの期間、稼働するという理解でよろしいでしょうか。		第一期NWSでは2年延長を行うなど、必ずしも契約期間とは一致しません。
6	意見	調達仕様書	10	1.7 作業スケジュール 図1-2 全体想定スケジュール	「ミドルウェアの提供」については、「設計・構築」における環境構築までに、実施される必要があると考えます。「特殊サーバ等提供」と同様にスケジュールを修正いただけますでしょうか。	「ミドルウェア」「特殊サーバ等」の提供時期の確認となります。	設計を反映した調達が行えるよう、現在のスケジュールとしているため、対応いたしかねます。
7	意見	調達仕様書	10	1.7 作業スケジュール 図1-2 全体想定スケジュール	第二期NWS設計構築の際に、お客様と接続する回線について、制約事項が多数あり、接続に時間を要した実績があります。そのため、あらかじめオペレーションルームとの接続回線を用意する時期などをスケジュール上に明記されることが望ましいと考えます。	事業者側での準備内容や、スケジュールの確認となります。	オペレーションルームとの接続は本件調達の範囲外です。なお、接続は引継ぎ開始(2024年7月末を想定)までに行われることを想定しております。
8	質問	調達仕様書	9	1.7 作業スケジュール 表 1-4 想定スケジュール	要件確定、設計が「2023.6月初旬～」となっており、第二期と比べて開発期間が短い。開発リスク(期間内での開発完了が出来ない可能性等)が伴うと考えております。移行・システム切替の時期を2025.1月以降に後ろ倒し頂くことは可能でしょうか。		No.3と同様。
9	質問	調達仕様書	9	1.7 作業スケジュール 表 1-4 想定スケジュール	プロジェクト開始が6月上旬からの記載があり、第二期情報提供ネットワークシステムと比べ、開発期間が減っていることから、作業が終わらないことが懸念されます。システム切替時期を1月初からを延伸することは可能でしょうか。		No.3と同様。
10	意見	調達仕様書	11	2.2 調達範囲	ガバメントクラウドとして提供いただける環境は、本番環境/改修確認環境/DR環境の3環境分のみとの理解でよろしいでしょうか。	事業者にて用意すべき環境の有無を把握するため	要件定義書のとおり、本番環境、改修確認環境のほか接続検証環境を設ける必要があります。
11	意見	調達仕様書	12	2.2 調達範囲 (1) システム全体構成の視点での調達範囲 図 2-1 システム全体構成の視点での調達範囲	「国・その他機関」のインタフェースについての対象範囲は、現状インターフェイスシステムを含んだ記載となっております。調達の範囲は、アプリケーション開発のみを認識しております。これを踏まえ、例えば、本調達の範囲に、「アプリケーションの開発」の文言を明記していただくことは可能でしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
12	意見	調達仕様書	12	2.2調達範囲 (2)システム階層の視点での調達範囲	アプリケーションのコンテナ化により、従来のOSのバージョン等の実行環境の制約が軽減され、運用負荷の低減が可能になると考えます。別添のとおり、イメージ図を添付いたしますのでご検討ください。		ご意見理解いたしました。技術の採用については提案に委ねるため、前提とはいたしません。
13	質問	調達仕様書	13	2.2 調達範囲 (2) システム階層の視点での調達範囲 図 2-2 システム階層視点での調達範囲	特殊サーバ拠点側での設計・開発事業者の調達について、特殊サーバが第二期の「住基ネット通信サーバ」を指すのであれば、APは住基ネットから提供されております。そのため、設計・開発事業者としては、調達対象外となる認識です。その認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	ご認識のとおりです。その点明確となるよう記載を改めます。
14	質問	調達仕様書	14	2.2 調達範囲 (4) 本調達の対象となる作業範囲	文中記載の「システム更改の受託事業者」については、「設計・開発事業者」の認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。正確な記載となるよう記載を改めます。
15	意見	調達仕様書	14	2.2 調達範囲 (4) 本調達の対象となる作業範囲	工程管理等支援事業者が主体的に行う各府省庁の担当職員向けの資料作成について、具体的に確認いただけるドキュメントを明示いただくことは可能でしょうか。	調達範囲の明確化のため	各府省が参加するWGその他説明会、各省との個別調整などで用いる資料を想定しております。その旨追記します。
16	質問	調達仕様書	14	2.2 調達範囲 (4) 本調達の対象となる作業範囲	文中記載の「各府省の担当職員(必ずしも技術者・エンジニアではない)向けに分かりやすくまとめた資料の作成に向けた編集・修正等については、本件の受注者の資料に基づいて、別途調達する工程管理等支援事業者が主体的に行うこととする。」について、移行、テストのドキュメントについても記載いただくことは可能でしょうか。例えば、「対外機関に提供する国機関IFSの構築ガイドライン等も対象とする」などを追記いただくことは可能でしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	各府省が参加するWGその他説明会での職員向けを想定した資料であれば、移行、テストに限るものではありません。一方、インターフェイスシステム(IFS)ガイドラインは職員向けと言えず対象外とします。
17	質問	調達仕様書	14	2.2 調達範囲 (4) 本調達の対象となる作業範囲 表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲	作業項目の「環境・ソフトウェアライセンス提供」について、「ミドルウェア提供事業者」の作業範囲が無しに記載で、「AP保守・運用業務」の作業範囲に〇がついております。当該作業項目は、「ミドルウェア提供事業者」「ガバメントクラウド」の作業範囲と認識です。その認識でよろしいでしょうか。また、「AP保守・運用業務」の作業範囲がある場合、その想定ソフトウェア等について明記していただけますでしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	「環境・ソフトウェアライセンス提供」については、ミドルウェア提供事業者及びガバメントクラウドの担当です。この点を含め、記載に誤りがあったため修正いたします。
18	質問	調達仕様書	14	2.2 調達範囲 (4) 本調達の対象となる作業範囲 表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲	「ミドルウェア提供事業者」と「AP保守・運用事業者」の作業範囲が入れ替わっていると思われます。その認識でよろしいでしょうか。		ご指摘の点を含め、記載に誤りがあったため修正いたします。
19	質問	調達仕様書	15	4.2 定例会議等の開催 (2) 議事録の作成	議事録の作成について、「3開庁日以内」との記載がありますが、P26の「表 5-1 納入成果物の一覧と想定する提示時期」、項番37の議事録の記載では、「5開庁日」となっています。そのため、文中の文章を「3開庁日」から「5開庁日」に変更いただけますでしょうか。		ご指摘を踏まえて修正いたします。
20	意見	調達仕様書	16	4.3 要件確定・設計	各工程期間が過ぎてからのドキュメント修正については、デジタル庁と適宜相談の上、必要に応じて修正するという理解で問題ないでしょうか。もし認識齟齬がない場合は、その旨仕様書にも記載いただけますと幸いです。		基本的にはご認識のとおりですが、前工程までの成果物にも影響する場合は、変更管理手続が必要となる場合があります。
21	意見	調達仕様書	16	4.3 要件確定・設計	各ドキュメントのレビューは現行からの変更箇所のみに限られるという理解で問題ないでしょうか。問題ない場合は、現行システムからの変更箇所のみに限る旨仕様書へ記載をお願いいたします。		変更が必要であった箇所のレビューが漏れることを防ぐため、原則としてドキュメント全体を対象とします。ただし、当該箇所について変更がないことの妥当性が確認できる場合は省略することも想定します。
22	質問	調達仕様書	16	4.3 要件確定・設計 (2) 基本設計・詳細設計の実施	文中記載の「要件定義書に記載する機能要件及び非機能要件を満たすための以下の内容を含む基本設計及び詳細設計を行うこと。」について、第二期の設計開発の実績では、途中要件定義書の見直しなどもあった認識です。そのことをふまえ、以下の内容を追記いただくことは可能でしょうか。例えば、「必要に応じて要件定義書の修正をデジタル庁と協議の上可能とする」		ご指摘を踏まえて修正いたします。
23	意見	調達仕様書	16	4.3 要件確定・設計 (2) 基本設計・詳細設計の実施	文中記載の「なお、主管組織による査読対象のドキュメントについては、主管組織職員や設計開発の要員、運用保守の要員など、人が内容の正しさを確認し共有するドキュメントを中心とする。いわゆる環境定義書や分析設計書などは、テスト実施とその結果を通じて妥当性を確認するものとして、原則として査読対象外とする」について、明確な対象を記載した方が良く考えます。記載対象のドキュメントについては、外部仕様に関するドキュメントという認識でよろしいでしょうか。	対象ドキュメントを明確にするための確認となります。	概ねご認識のとおりです。対象については仕様書に明示します。
24	質問	調達仕様書	16	4.3 要件確定・設計 (2) 基本設計・詳細設計の実施 (7) 環境設計	「環境設計に当たっては、環境提供事業者が行う基盤設計の内容との整合を図ること」の記載について、環境提供事業者が行う基盤設計の範囲については、住基ネット接続サーバと認識しております。その認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。正確な記載となるよう記載を改めます。
25	質問	調達仕様書	17	4.3 要件確定・設計 (2) 基本設計・詳細設計の実施 (7) 環境設計 ① 性能設計	ガバメントクラウドに移行しない特殊サーバについては、スケールアウト、スケールイン等の対象外と考えてよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。正確な記載となるよう記載を改めます。
26	質問	調達仕様書	18	4.3 要件確定・設計 (3) ガバメントクラウドに係る仕様確認等	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」の中で「多要素認証に利用できるワンタイムパスワード用のデバイスや、ツールを利用する要員の人数分用意すること。」と記載がありますが、別途デバイスの購入が必要という認識ではなく、例えば、個人のスマートフォン等のデバイスを使用する方針で問題ないでしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	別途専用デバイスの購入が望ましいですが、紛失防止等を理由として既存のデバイスを利用する場合、個人所有ではなく、社が支給するデバイスを利用することを前提とします。その旨明記します。
27	質問	調達仕様書	18	4.4 開発・環境構築・テスト (3) 開発・環境構築・設定	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」(デジタル社会推進標準ガイドラインDS-310 2022年(令和4年)9月30日)の記載内容については理解しました。こちらについては厳密に記載内容を満たす必要はなく、参考資料という位置づけで問題ありませんでしょうか。		ご認識のとおりです。
28	意見	調達仕様書	19	4.4 開発・環境構築・テスト (4) テストの実施	設計開発終了後、運用保守フェーズにおける改修・変更においても実施が見込まれるテストについては、ここで開発したものが再利用可能できるよう、自動化されたテストのシステム作りを行うことと記載がありますが、システム開発当初から再利用可能でテスト自動化について標準的な仕組みを仕様書内に取り入れるべきと考えます。 ・原文 設計開発終了後、運用保守フェーズにおける改修・変更においても実施が見込まれるテストについては、ここで開発したものが再利用可能できるように、自動化されたテストのシステム作りを行うこと。 ・修正案 設計開発および運用保守フェーズの開発および保守効率を向上させるため、アプリケーションのコンテナ化を実施し、CI/CDおよびDevSecOpsにてアプリケーションの作成およびテストを自動化するシステム作りを行うこと。	開発効率の向上には、アプリケーションのコンテナ化およびCI/CD・DevSecOpsが有効です。アプリケーションのコンテナ化することで、OSバージョンアップ等からの開放、環境を問わない可搬性、実効性のメリットがあります。また、アプリケーションのコンテナ化に、CI/CD・DevSecOpsを組み合わせることで、標準的なテスト自動化のフレームワークを利用して、開発効率および保守効率を向上させることができます。	ご意見理解いたしました。技術の採用については提案に委ねるため、前提とはいたしません。

意見招請様式

項番	質問/意見	文書	ページ	項目名	意見内容	理由(意見の場合のみ記述)	回答
29	意見	調達仕様書	19	4.4 開発・環境構築・テスト (4) テストの実施 (ア) テストの種類	前工程でセキュリティ試験を自動化して、実施すべきと考えます。 ・原文 ①単体テスト 開発したモジュール毎に、プログラムがインストールし正常に稼働することを受注者が確認するテスト ②結合テスト 開発した機能単位毎に、システム詳細設計どおりに正常に稼働することを受注者が確認するテスト。また、構築されたシステム基盤が基盤設計どおりに正常稼働することを受注者が確認するテスト ↓ ・修正案 ①単体テスト 開発したモジュール毎に、プログラムがインストールし正常に稼働することを受注者が確認するテスト セキュリティテストとして、SASTを実施 ②結合テスト 開発した機能単位毎に、システム詳細設計どおりに正常に稼働することを受注者が確認するテスト。また、構築されたシステム基盤が基盤設計どおりに正常稼働することを受注者が確認するテスト セキュリティテストとして、DASTおよびSCAを実施	総合試験(後工程)でのセキュリティ試験を実施する場合、セキュリティ問題があった際に、手戻りが発生します。DevSecOpsでは前工程でセキュリティ試験を自動化し、開発早期において脆弱性を特定・修正することで、後工程での手戻りリスクを低減し、作業工数の低減、開発効率の向上に寄与できます。	ご意見理解いたしました。技術の採用については提案に委ねるため、前提とはいたしません。
30	意見	調達仕様書	21	4.6 情報システムの移行 (1) コアシステム移行作業の実施 ④ データ移行リハーサル	「データ移行リハーサルは原則として平日に実施し」の記載について、第二期設計構築の実績より、現行システムからのデータ抽出はシステムを止める必要があり、休日に計画停止を設定して実施する必要がありますと考えております。 これを踏まえ、例えば、リハーサル実施日は、デジタル庁と事前に協議したうえで実施するなどの記載に変更することは可能でしょうか。	原則と記載されている内容ですが、実施日の変更が可能かどうかの確認となります。	協議の上で変更を可能とします。その旨仕様書に明記します。
31	意見	調達仕様書	21	4.6 情報システムの移行 (1) コアシステム移行作業の実施 ⑤ 移行リハーサル	「移行リハーサルは1回目が平日、2回目は平日夜間の記載について、第二期NWSの実績より、データ移行リハーサルと同様に、休日に実施する必要がありますと考えております。 これを踏まえ、移行リハーサル実施日は、デジタル庁と事前に協議したうえで実施するなどの記載に変更することは可能でしょうか。	原則と記載されている内容ですが、実施日の変更が可能かどうかの確認となります。	協議の上で変更を可能とします。その旨仕様書に明記します。
32	質問	調達仕様書	21	4.6 情報システムの移行 (3) 定常時の運用計画・保守作業計画書の作成	本項について記載されている内容は、運用保守事業者が設計する内容だと認識していますが、本調達の作業範囲という認識でしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	設計・開発事業者の策定した計画に基づき、運用保守事業者が手順書を策定する役割分担を想定しております。
33	質問	調達仕様書	22	4.6 情報システムの移行 (6) 国等機関向けインターフェイスシステム(アプリケーションバージョンアップ対応及びシステム切替)	「コアシステム及びインターフェイスシステム集約ASPにおいて行うソフトウェア・JDKバージョンアップ対応と同期を取りつつ、デジタル庁と調整の上、所定の方法により、国・その他機関へ提供すること」とありますが、対象国機関がガバメントクラウドか否かなどの環境差異により国機関と集約ASPのソフトウェアバージョンは合わせられない可能性がありますが、問題ないでしょうか。		OSやメジャーバージョンを統一することで、ソフトウェアバージョンの差異ができるだけ生じないように設計を進める予定です。
34	質問	調達仕様書	22	4.7 引継ぎ (3) 稼働後支援	稼働後支援については、第二期と同様にシステム切替後1か月までを想定している認識です。その認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	システム切替後2ヶ月程度の支援を想定しております。その旨図1-2 全体想定スケジュールに記載します。
35	質問	調達仕様書	23	4.9 情報資産管理標準シートの提出等に関する作業	契約金額内訳デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン「別紙2情報システムの経費区分」について、仕様書と合わせて事前にご提示いただくことは可能でしょうか。	提出する記載内容の確認となります。	当該資料はデジタル庁webサイト上に公開されております。
36	質問	調達仕様書	24	5 納入成果物 (1) 納入成果物の一覧と想定する提示時期 表 5-1 納入成果物の一覧と想定する提示時期	プロジェクト開始が6月上旬からの記載があり、第二期情報提供ネットワークシステムと比べ、開発期間が滞っていることから、設計開発開始後に、提出時期についても調整が必要と認識しております。提出時期の変更など調整可能であるという認識でよろしいでしょうか。	適度な作業を想定しコスト増加となることを防止するための確認となります。	ご認識のとおりです。
37	意見	調達仕様書	24	5 納入成果物 (1) 納入成果物の一覧と想定する提示時期 表 5-1 納入成果物の一覧と想定する提示時期	項番4の成果物名「要件定義書更新版」が2023年7月末の納品となっていることから、6・7月が要件定義、8・9月が詳細設計の期間と思われる。図1-2 全体想定スケジュール(10頁)に要件定義と詳細設計を分けて記載するのはいかがでしょうか。	スケジュール詳細を明確にするため。	提案者による提案の範囲と考えられるため、ご意見には沿いかねます。
38	質問	調達仕様書	25	5 納入成果物 (1) 納入成果物の一覧と想定する提示時期 表 5-1 納入成果物の一覧と想定する提示時期 29「移行計画書」	「移行計画書」が提示時期12月末となっていますが、外部機関との調整を含めた計画の作成にはさらに期間を要すると見込まれます。このため、12月末時点では、暫定版を提示する等の意図の認識ですがその認識でよろしいでしょうか。	納入成果物の提示時期の確認となります。	12月末時点では、外部機関との調整の前提となる作業内容や役割分担、全体スケジュール等を定めることを想定しております。外部機関との調整結果を受けた詳細化をそれ以降に行うことは問題ありません。
39	質問	調達仕様書	25	5 納入成果物 (1) 納入成果物の一覧と想定する提示時期 表 5-1 納入成果物の一覧と想定する提示時期 30「移行実施要領」	「移行実施要領」の提出時期も「移行計画書」と同タイミングでの提示となっていますが、「移行計画書」との順序性があると考えられるため、2023年度末もしくは2024年度の提示と認識しております。その認識でよろしいでしょうか。 もし、「移行実施要領」の提出時期が、2023年12月末とする場合、スケジュール上の制約事項などがあれば、ご提示いただけますでしょうか。	納入成果物の提示時期の確認となります。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
40	質問	調達仕様書	29	7.3 作業要員に求める資格要件 (3) その他要員	「その他の要員については、以下の要件を満たすものを含むこと」と記載がありますが、その他の要員全員ではなく、一部の要員が満たす必要があると認識しております。その認識でよろしいでしょうか。	その他の要員全員が上級資格を取得していなければならないのか等の確認となります。	ご認識のとおりです。正確な記載となるよう記載を改めます。
41	質問	調達仕様書	38	11 その他特記事項	本調達仕様書において、「仕様の変更」の記載がありません。第二期設計構築時の調達仕様書に記載があったような「本業務受注後に調達仕様書(別添要件定義書を含む。)の内容の一部について変更を行う」とある場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもってデジタル庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託料、納期に影響を及ぼさない)かつ許容できると判断された場合は、当該変更を確定する」など追記いただくことは可能でしょうか。		目的やルールに即した受注者からの提案については、プロジェクトの中で検討の対象としますが、ご意見の記載については差し控えます。
42	意見	調達仕様書	38	11.2 作業改善にかかる提案	「なお、代替提案を採用することにより生じる追加作業および費用については、一切を受注者の負担とする」と記載がありますが、本記載では受注者としては提案しづらいため、代替提案における費用については別途協議する等の記載のほうがよいと考えます。	提案機会を排除するような記載に読み取れるため	代替提案であり、作業や費用は必ずしも増加しないことを想定しております。
43	質問	要件定義書	1-13,14	1.3 サブ業務の概要 (2) 情報提供等記録管理業務 表 1-4 情報提供等記録管理業務のサブ業務一覧	項番3のB0203情報提供等記録表示業務(事後提供)及び項番15のB0211情報提供等記録提供業務(事後提供)は第二期においては未使用業務となっている認識です。削除対象との認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	ご認識のとおりです。
44	質問	要件定義書	1-22	1.3 サブ業務の概要 (6) 符号生成・提供業務 ④ 符号生成・提供業務におけるその他の要件 o.処理多重度に係る要件	本要件の目的は、一時的な大量符号発行への対応であり、固定リソースの動的な再割り当てによる実現でなくともよいと考えてよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
45	質問	要件定義書	1-38	1.3 サブ業務の概要 (11) 職員・権限管理業務 表 1-11 職員・権限管理業務のサブ業務一覧	第二期では職員認証業務の機能はSSO機能を持つSECUREMASTER及び指ハイブリッドを利用して生体認証によるログインを実現しております。ガバメントクラウド上に構築する場合は、上記のようなサードパーティ製の製品を用いて実現することは可能という認識でよろしいでしょうか。難しい場合は、認証方式の見直しになる可能性が高く、生体認証は取りやめになるかと考えます。		サードパーティ製の製品を併用することは可能です。
46	意見	要件定義書	1-38	1.4 業務の実施に必要な体制 (1) プロジェクトの実施体制 表 1-12 各関係者の役割 項番4 工程管理支援事業者 項番5 運用管理支援事業者	役割の記載に「テストや移行における各機関調整の主幹、各機関向けに展開するドキュメントの責任者とし、最終的な品質の担保を担う」旨の記載ありません。追記いただけますと幸いです。	役割に関する確認となります。	工程管理支援事業者及び運用管理支援事業者にはそのような役割はありませんので、追記は行いません。
47	質問	要件定義書	1-46 3-63 3-75	1.5 時期・時間 図 1-14 連絡窓口の有人対応時間等 3.16 運用に関する事項 表 3-34 主な業務における対応時間 (1) 運用業務の対応時間 表 3-34 主な業務における対応時間 3.17 保守に関する事項 (1) 保守業務の対応時間及び体制 (7) 対応時間	対応時間について「平日8時～21時」と定義されていますが、第二期においては「平日8時～19時」と認識しております。記載に誤りがない場合は、変更の理由などご教示いただけますでしょうか。	保守対応時間に関する確認となります。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
48	意見	要件定義書	1-47	1.6 管理すべき指標 表 1-15 管理すべき指標 「リソースの最適化」	リソースの最適化として「あらかじめ定めた対象期間、対象サーバーにおけるピーク時のCPU使用率50%以上を目指す」と記載がありますが、使用率については、ガバメントクラウド上でマネージドサービスを利用する場合は厳密に定義する必要がない認識です。そのため、この記載を削除していただくことは可能でしょうか。	指標値の記載に関する確認となります。	把握可能なリソースの最適化の指標のうちの一つとして挙げているもので、全てのサーバーに適用するものではありません。その旨記載いたしますが削除はいたしません。
49	質問	要件定義書	3-3 3-5 3-51	3.1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (2) 情報システムの全体構成 ガバメントクラウド(東)…本番環境・接続検証環境・改修確認環境 ガバメントクラウド(西)…本番環境・接続検証環境・改修確認環境 3.3 規模に関する事項 (1) 機器数及び設置場所 メインセンター…本番環境・改修確認環境 バックアップセンター…DR 環境・改修確認環境 3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (5) 施設・設備に関する事項 特殊サーバー設置拠点(正)…本番環境 特殊サーバー設置拠点(副)…改修確認環境・接続検証環境		3.1の記載が正であるため、3.3の該当箇所について修正いたします。なお、3.11についてはガバメントクラウドではないため、記載のとおりです。	
50	質問	要件定義書	3-4	3.2 システム方式に関する事項 (2) 情報システムの全体構成 図 3-1 情報提供ネットワークシステム等の全体構成イメージ	図を確認しますと、それぞれガバメントクラウド(東)には、「改修確認環境/接続検証環境」、ガバメントクラウド(西)には、「接続検証環境/改修確認環境」があるという記載になっております。 DRの観点で、通常時に各環境を使用する考え方としては、東側では改修確認環境として、西側では接続検証環境としてそれぞれ環境を利用し、災対応時は、片方のガバメントクラウドで改修確認環境・接続検証環境を兼用するという認識でよろしいでしょうか。		通常時には東側で各環境を使用し、東側が被災で利用できない場合のみ西側で各環境を利用する想定です。
51	質問	要件定義書	3-4	3.2 システム方式に関する事項 (2) 情報システムの全体構成 図 3-1 情報提供ネットワークシステム等の全体構成イメージ	バックアップセンタは通常時はバックアップデータを保持しておくのみで、切り替え時にlaCで環境構築する認識です。その認識でよろしいでしょうか。	バックアップセンタ、切り替えに関する確認となります	切替え時にlaCで環境構築する形態ではなく、事前に構築は行っておくことを想定しています。
52	質問	要件定義書	3-5	3.2 システム方式に関する事項 (2) 情報システムの全体構成 図 3-1 情報提供ネットワークシステム等の全体構成イメージ	中間サーバーと特殊サーバ設置拠点との間のネットワークの用途はどのようなものでしょうか。(図中の⑩、⑪)		特殊サーバーを設置している環境経由でLGWANに接続するためのものです。
53	質問	要件定義書	3-5	3.3 規模に関する事項 (1) 機器数及び設置場所 表 3-3 第三期情報提供ネットワークシステム等の想定機器数及び設置場所	項番1の「データ送信サーバ」は第二期にはない認識です。その認識でよろしいければ、文言削除など修正いただけますと幸いです。 また指定されているサーバ台数について、考え方を教示いただけますと幸いです。		現行サーバの名称については修正します。なお、次期システムのサーバ台数については固定的に指定するものではなく、規模の参考とすることとします。

意見招請様式

項番	質問/意見	文書	ページ	項目名	意見内容	理由(意見の場合のみ記述)	回答
54	質問	要件定義書	3-5	3.3 規模に関する事項 (2) 処理件数 表 3-4 情報提供ネットワークシステムの想定処理件数	「情報提供等記録管理」や「自己情報表示中継」、「お知らせ情報表示中継」、「符号生成・提供」の想定処理件数が5年間一定になっております。「表 3-7 情報提供ネットワークシステムの想定データ量」単位(千件)についても合わせて、算出の根拠をご教示いただけますと幸いです。		業務量予測を最新化した上で、記載を更新します。
55	意見	要件定義書	3-11	3.4 性能に関する事項 (1) 性能要件 (イ)スループット	文中に誤字がありましたので、修正いただけますでしょうか。 また、通常運用時に、コネクションプールの枯渇が書けないよう必要な考慮と対象を行うこと。 誤: 書けない 正: 生じない		ご指摘を踏まえて修正いたします。
56	意見	要件定義書	3-11	3.4 性能に関する事項 (1) 性能要件 (イ)スループット	「また、通常運用時に、コネクションプールの枯渇が書けないよう必要な考慮と対象を行うこと。」 誤記修正「枯渇が書けないよう」 →「枯渇が生じないよう」		No.55と同様。
57	質問	要件定義書	3-12	3.4 性能に関する事項 (1) 性能要件 (イ)スループット 表 3-12 コアシステムのスループット	業務量の増加に対して第二期からスループットの変更がありません。記載内容に問題がないかご確認くださいませと幸いです。		業務量予測を最新化した上で、記載を更新します。
58	質問	要件定義書	3-14	3.5 信頼性に関する事項 (1) 可用性要件 (イ)稼働率	「ガバメントクラウドの同一リージョン内の複数インスタンス利用時のSLAが99.99%であることを前提として」とありますが、この稼働率はNWSシステム単体の稼働率でしょうか。それともガバメントクラウドの稼働率も含まれていますでしょうか。	前提が覆った場合に、即時に復旧できた場合は同等の稼働率を遵守できる想定であることから復旧までに時間を要する場合はそれ以下になる可能性が予想されるため。	ガバメントクラウドの稼働率を含みます。
59	質問	要件定義書	3-14	3.5 信頼性に関する事項 (1) 可用性要件 (ウ)可用性に係る目標値を達成するための対策	「仮想サーバーについては、仮想サーバーが稼働する機器に障害が発生した場合、他の機器への切替えによって当該仮想サーバーの稼働を継続できること」の記載がありますが、この記載については、特殊サーバにおける認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりですが、前提とする構成にはそぐわないため当該記述は削除することといたします。
60	質問	要件定義書	3-15	3.6 拡張性に関する事項 (2) サーバー拡張性 (7) CPU 使用率 (イ)メモリ使用率	「CPU使用率」「メモリ使用率」の記載について、マネージドサービスを使う場合にも同様に必要な要件かどうか、確認させていただきますと幸いです。		No.48と同様。
61	質問	要件定義書	3-15	3.6 拡張性に関する事項 (2) サーバー拡張性	「デジタル庁とあらかじめ協議し決定した期限内に仮想サーバをスケールアウト」との記載がありますが、マネージドサービスを活用したオートスケールについては、許可されない認識でよろしいでしょうか。		当該箇所では、協議した方法によるスケールアウト等を求めています。協議した方法には、マネージドサービスを利用したオートスケールも含まれます。
62	意見	要件定義書	3-15	3.6 拡張性に関する事項 (2) サーバー拡張性	サーバー拡張性の設計や構築については、コンテナ運用管理であるkubernetes等を活用することで、スケールアウト、スケールインを容易に実現し、システムにかかるコストを削減すべきと考えます。 ・原文 ガバメントクラウドの活用により、処理量の増減に応じて、デジタル庁とあらかじめ協議した方法により、仮想サーバー及び特殊サーバーのスケールアウト及びスケールイン等を可能とすること。仮想サーバー毎の拡張方式は、投資対効果や運用業務の効率性を考慮した上で、クラウドネイティブなサービスの活用も含めて基盤設計時に定めることとする。 ↓ ・修正案 ガバメントクラウドの活用により、処理量の増減に応じて、デジタル庁とあらかじめ協議した方法により、仮想サーバー及び特殊サーバーのスケールアウト及びスケールイン等を可能とすること。仮想サーバー毎の拡張方式は、投資対効果や運用業務の効率性を考慮した上で、コンテナやコンテナ運用管理であるkubernetes等のクラウドネイティブな方式も含めて基盤設計時に定めることとする。	サーバー拡張性の設計や構築については、請負事業者の作業工数を増加させ、コストが増加する要因になると考えます。コンテナ運用管理であるkubernetes等は、アクセス負荷等によって、コンテナ数をオートスケールリングして、増加させたりすることが標準機能で可能となっており、コンテナ運用管理を利用することで、設計工数や運用の容易化を図ることが可能となり、コスト削減に寄与できると考えます。	仕様書中のサービス名の例示は原則として行わないこととしているため、ご意見には沿いかねます。
63	質問	要件定義書	3-17	3.9 継続性に関する事項 (1) 継続性に関する目標値 (ア)サービス切替時間	符号生成・提供業務のサービス切り替え時間が、第二期においては、10分未満ですが、今回は60秒未満の記載となっております。符号生成・提供業務のサービス切り替え時間は第二期同様の10分未満の認識でよろしいでしょうか。		ご指摘を踏まえて修正いたします。
64	意見	要件定義書	3-18	3.9 継続性に関する事項	個人情報保護委員会運用業務が含まれていないようですが、不要になったのでしょうか。不要の場合は項番のスレがありますので修正いただけますでしょうか。	現行業務と比較した場合に、作業の漏れがあると考えられるため	当該業務は対象外となっております。項番については、ご指摘を踏まえて修正いたします。
65	意見	要件定義書	3-22~34	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 (4) 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項	◆項番1「脆弱性対策」 ・特殊サーバー事業者もセキュリティパッチを適用する認識です。 ・MW事業者は脆弱性診断を実施しない認識です。 ◆項番2「主体認証」 ・主体認証に特殊サーバー事業者も対象の認識です。 ◆項番3「アカウント管理」 ・アカウント管理にある、管理ルールの策定はAP保守・運用事業者も含まれる認識です。 ◆項番4「アクセス制御」 ・アクセス制御にMWに対して同等の設定・管理が求められていますが、MW事業者はMWの提供のみで設定等は実施しない認識です。 ◆項番6「機密性・完全性の確保(データ)」 ・機密性・完全性の確保(データ)は設計開発だけではなく、特殊サーバ事業者も実施する認識です。 上記の他、全体的に役割分担が不明瞭・誤りと思われる箇所があり、詳細の見直しや明確化を実施いただくことは可能でしょうか。	対応主体の役割に関する確認、修正依頼となります。	ご指摘を踏まえて、記載を見直します。
66	質問	要件定義書	3-30	3.10 情報セキュリティ対策に関する事項 表 3-20 情報セキュリティ対策として求めるべき基本的事項 項番14 不正プログラム対策	この記載の意図としては、Iサーバーにマルウェアソフトベンダー(現行システムでいF-secure)を導入するとともに、ガバメントクラウドの提供するサービスも導入するということでしょうか。もしくは、Aサーバーにはマルウェアソフトベンダーの製品を導入し、Bサーバーにはガバメントクラウドの提供するサービスを導入すると言う風に、サーバー毎に棲み分けがされるということでしょうか。		システム全体として、複数の検出方式によって不正プログラムの検出が行えるようにすることを意図していますが、より適切な記載に修正します。
67	質問	要件定義書	3-37	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 (7)各種サーバーの概要 表 3-21 コアシステムにおける各種サーバーの概要 項番6 HSM サーバー	「ガバメントクラウドが提供するHSM サービスの利用を想定」とありますが、別の箇所に「HSMはミドルウェア・特殊サーバー等提供事業者が提供するデータセンターに設置」と記載があります。どちらを想定されているかご教示いただけますと幸いです。	HSMに関する利用環境の確認となります。	HSMサーバーは、ガバメントクラウドが提供するHSMサービスの利用を想定しております。
68	質問	要件定義書	3-37	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 (7)各種サーバーの概要 表 3-21 コアシステムにおける各種サーバーの概要 項番7~10	DBサーバ関連の記載で、「ガバメントクラウドが提供するDBサービスの利用を想定」とありますが、マネージドサービスのDBを使うという認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするための確認となります。	マネージドサービスのDBを利用することを想定しております。ただし、選定するDBやエディションによってはライセンスを持ち込む必要があります。
69	質問	要件定義書	3-37	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 (7)各種サーバーの概要 表 3-21 コアシステムにおける各種サーバーの概要	表中に「RedHat Enterprise Linux」が想定されているサーバーがありますが、クラウドから提供されるOS(例:Amazon Linux等)は利用可能と考えてよろしいでしょうか。また、「RedHat Enterprise Linux」を利用するサーバーのうち、符号生成・変換サーバーのみ変更不可となっておりますが、こちらら変更可能と考えてよろしいでしょうか。		クラウドから提供されるOSは、符号生成・変換サーバーも含めて利用可能です。
70	質問	要件定義書	3-37	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 (7)各種サーバーの概要 表 3-21 コアシステムにおける各種サーバーの概要	表 3-21 コアシステムにおける各種サーバーの概要に記載されている「想定OS」について、「二期NWS実績のOS」が記載されていると考えております。「想定OS」を参考情報としての「二期NWS実績OS」という表現に変更していただくと幸いです。		ご指摘を踏まえて修正いたします。
71	質問	要件定義書	3-39	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (2) ハードウェアに関する事項 (7)各種サーバーの概要 表 3-23 運用・共通基盤における各種サーバーの概要 項番7 運用管理サーバー	マルウェア対策ソフトウェアのマネージャーのため、Windowsになると想定しています。AWSであれば、マネージドサービスがあったと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。		代替可能なマネージドサービスが存在する場合は、そちらを優先することを想定しております。
72	質問	要件定義書	3-43	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (3) ソフトウェアに関する事項 (7) 各種ソフトウェアの概要 表 3-25 各種ソフトウェアの概要	表中に記載されている「3 アプリケーションサーバーソフトウェア② WebSphere Application Server」「4 メッセージング・ミドルウェア WebSphere MQ」「DBMS① Oracle Database」について、製品を変更しては行けないの記載がありますが、マネージドサービスを利用することで変更することはできる想定です。その認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。なお、「想定製品からの変更可否」の項目については、ガバメントクラウドの提供するサービスの利用を促す観点から削除することといたします。
73	意見	要件定義書	3-43	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (3) ソフトウェアに関する事項 (7) 各種ソフトウェアの概要 表 3-25 各種ソフトウェアの概要	「想定製品からの変更可否」の項目について、「可」だけではなく、以下のように修正しては如何でしょうか? ・可 ※1 ※1:運用効率化のため、ガバメントクラウドの提供するサービスの利用を推奨する。	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に従い、クラウドサービスが提供するマネージドサービスの活用によるコスト削減等、クラウドサービスのスマートな利用によるメリットを最大限に享受できるため。	幅広く有効な提案を受ける観点から、可否の欄については削除します。
74	意見	要件定義書	3-43	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (3) ソフトウェアに関する事項 (7) 各種ソフトウェアの概要 表 3-25 各種ソフトウェアの概要	「想定製品からの変更可否」の項目について、「不可」だけではなく、以下のように修正しては如何でしょうか? ・不可 ※2 ※2:ただし、クラウドサービスが提供するツール等の活用により効率的かつ効果的にアプリケーションが移行できる場合には、ガバメントクラウドの提供するサービスの利用も提案可能とする。	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に従い、クラウドサービスが提供するマネージドサービスの活用によるコスト削減等、クラウドサービスのスマートな利用によるメリットを最大限に享受できるため。	No.73と同様
75	質問	要件定義書	3-48	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 (イ) 外部ネットワークの種別及びスペック 表 3-26 外部ネットワークの種別及びスペック	新G-netとガバメントクラウドの接続について、設計構築事業者での準備は不要という認識です。その認識でよろしいでしょうか。		ガバメントクラウドが提供する接続サービスを利用するため、設計構築事業者における回線引込み等の準備は不要です。
76	質問	要件定義書	3-48	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 (イ) 外部ネットワークの種別及びスペック 表 3-26 外部ネットワークの種別及びスペック	ガバメントクラウド特殊サーバー設置地点間回線、特殊サーバー設置地点と、ガバメントクラウド間の業務、運用等の通信について、どこの回線を使う想定かご教示いただけますと幸いです。		ガバメントクラウドと接続可能なものとして公表されている回線の利用を想定しております。
77	質問	要件定義書	3-48	3.11 情報システム稼働環境に関する事項 (4) ネットワークに関する事項 (イ) 外部ネットワークの種別及びスペック 表 3-26 外部ネットワークの種別及びスペック	回線の帯域については、第二期の運用実績によるものの認識でよろしいでしょうか。また、ガバメントクラウドや、GSSなどのネットワーク構成や役割分担表をご提示いただけますと幸いです。		第二期の運用実績を踏まえて再検討した結果を示しています。ガバメントクラウド等の資料については、閲覧資料のご提供を検討します。

意見招請様式

項番	質問/意見	文書	ページ	意見内容		理由(意見の場合のみ記述)	回答
				項目名	意見・質問等		
78	意見	要件定義書	3-59	3.13 移行に関する事項 (5) 移行対象(データ) ※2	エラーログの利用実績は無く長期保管の必要がないことから、移行対象データからは除外いただいた上で、一定期間(2週間程度)第二期システムで保管しておき直接参照できるようにする方針としていただくと、ご検討いただけますと幸いです。 また、「現行情報提供ネットワークシステムでの保存期間が1か月未満のログはその保存期間分を移行対象とする。」と記載がありますが、「保存期間が1か月未満のログは」の部分は、「保存期間が2週間未満のログは」の記載誤りかと考えます。記載誤りの場合、修正いただけますと幸いです。	過度な作業を想定しコスト増加となることを防止するための確認となります。	エラーログについては、2週間程度のエラーログ等を移行、あるいは参照可能な形態で保存することとしており、ご意見に沿った扱いも許容しております。 後段については、ご指摘を踏まえて修正いたします。
79	質問	要件定義書	3-61	3.14 引継ぎに関する事項 (2) 引継ぎ内容及び手順 表 3-33 想定する引継ぎ内容等	設計・開発事業者、ミドルウェア提供事業者、特殊サーバー等提供事業者から、AP保守・運用事業者へ引き継ぐ旨を記載頂いております。ですが、調達仕様書 14ページ 表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲には、AP保守・運用業務の主体は、ミドルウェア提供事業者と記載されておりました。 実際にどの事業者が保守対応をするのか、ご教示いただけないでしょうか。		AP保守・運用業務の主体は、AP保守・運用事業者です。調達仕様書の記載が誤りであるため修正いたします。
80	質問	要件定義書	3-68	3.16 運用に関する事項業務運用 表 3-36 業務運用作業の内容	全体的に、二期の運用と異なる記載があると思われます。 例えば、以下の業務は廃止されている認識です。 ・9.3 保存期間経過後のデータ削除に伴う作業 ・9.4 情報提供ソフトウェアに基づく完全性検証に伴う作業 記載内容を修正いただけますと幸いです。 また、オンライン追記に伴う業務運用等の記載についても追記いただけますと幸いです。		ご指摘を踏まえて修正いたします。
81	質問	要件定義書	3-70	3.16 運用に関する事項 (2) 運転管理・監視等要件 (1) 基盤運用 表 3-38 基盤運用作業の内容	表中の「1.1」が欠番されています。修正いただけますと幸いです。	記載誤りの確認となります。	ご指摘を踏まえて修正いたします。
82	質問	要件定義書	3-70	3.16 運用に関する事項 (4) 運用実績の評価と改善 (7) 運用報告 表 3-40 想定する会議体(運用業務) 項番3 インシデント確認会議	第二期においては、隔週開催となっているが、繁忙期は週次開催となる認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
83	質問	要件定義書	3-80	3.17 保守に関する事項 (5) 保守実績の評価と改善 (7) 保守実績報告 表 3-44 想定する会議体(保守業務) 項番2 アプリケーション保守定例会議	第二期においては、隔週開催となっているが、4~9月は毎週となる認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
84	意見	役割分担表	-	-	表題が「第二期」となっているため、「第三期」に修正頂く必要があると思われれます。	表題に誤記があるため	ご指摘を踏まえて修正いたします。
85	質問	役割分担表	-	-	サーバー構成検討などの作業において、環境提供に△や○がついておらず、作業がないように見受けられました。 物理サーバー設置拠点などの接続要件等もあるため、協力としての△は必要かと思いましたが、いかがでしょうか。 なお、調達仕様書の「表 2-2 次期システムの関係事業者間における作業範囲」と比較した場合でも、差分があるように見受けられました。		拠点の接続要件等についてはサーバー構成検討のうち基盤各種設計として反映することを想定しておりますため、△の追加は行いません。
86	質問	役割分担表	-	-	基盤各種設計は、設計・開発も関与する(特殊サーバー拠点との接続にあたってのNW設計支援など)認識のため「△」となる認識です。その認識でよろしければ、修正いただけますと幸いです。		ご指摘を踏まえて修正いたします。
87	質問	役割分担表	-	-	監視機能の提供についてGCから提供される認識です。その認識でよろしければ、GCに「○」を記載いただけますと幸いです。		ご指摘を踏まえて修正いたします。
88	質問	役割分担表	-	-	LGWANやGSS、住基のWANの監視は、設計開発やAP保守も関わる認識です。その認識でよろしければ、設計開発やAP保守欄を「△」に修正いただけますと幸いです。		ご指摘を踏まえて修正いたします。
89	質問	役割分担表	-	-	運用手順書の作成について、設計開発も実施する認識です。その認識でよろしければ、「△」に修正いただけますと幸いです。		ご指摘を踏まえて修正いたします。
90	質問	想定サーバー スペック・ソフト ウェア一覧	-	-	記載のスペックについては、厳密に記載内容を満たす必要はなく、参考としての認識です。その認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。
91	質問	想定サーバー スペック・ソフト ウェア一覧	2	-	「コアシステム 本番環境(改修確認環境、接続検証環境もこれに準ずる)」に「住基ネット接続サーバー」とありますが、「特殊サーバー設置環境」に置かれる住基ネット通信サーバーを指しているという理解でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。修正いたします。